

特殊舗装承認基準

(目的)

第1条 この基準は、道路法第24条(承認工事)に規定する道路管理者以外の者が行う特殊舗装について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特殊舗装とは、インターロッキングブロック、天然石、特殊骨材、顔料などを使用した舗装をいう。

(対象道路)

第3条 特殊舗装の対象道路は、次の各号のいずれかに適合するものであること。

- (1) 商業地区等における景観向上及び活性化を目的で整備する道路
- (2) 近接する公共・公益施設に通ずる道路で環境向上に資する道路
- (3) 地域の歴史・文化等を活かした環境向上に資する目的で整備する道路
- (4) 住宅地区等で、大型車両の混入がなく通過交通がない道路で環境向上に資する道路

(整備要件)

第4条 整備要件は、次の各号に定める事項をすべて満たしているものであること。

- (1) 面的あるいは線的な整備計画であること。
- (2) 電気、ガス等の地下埋設物が計画的に整備され、近年中に道路の掘り返しの必要がないと認められるもの。
- (3) 沿道住民が車両の通行に伴い予想される振動、騒音について理解が得られること。
- (4) 公共・公益施設が近隣にある場合は、道路空間において通常より特にバリアフリーに配慮したものとすること。
- (5) 車道部については、色調の制限等があるため、所轄警察署の了解が得られていること。

(舗装材料)

第5条 特殊舗装に使用する材料については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 同一材料が施工後も長期にわたり入手可能なもの。
- (2) 耐退色性、耐久性、耐摩耗性があり、汚れに強く美観が保たれるもの。
- (3) 歩行者の安全のため、十分なすべり抵抗性を有するものとする。
- (4) 舗装の色彩やデザインは、道路表示、道路標識の視認性を妨げることがなく、

視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックの存在を認識することができるもの。
(舗装構成)

第6条 特殊舗装の舗装構成については、別図材料別舗装構成図によるものとする。
(道路境界の明示)

第7条 道路境界は、市指定の境界石、プレート、鋸のいずれかを設置し、民地と道路の境界を明示すること。
(維持管理等)

第8条 申請者は、工事完了検査後の維持管理について次の各号について協力するものとする。

(1) 道路の掘り返し規制は、相模原市道路占用規則第11条第3号の規定によるアスファルトコンクリート舗装道路と同等とし、1年間とする。

(2) 特殊舗装区域の路面清掃等の維持管理については、道路管理者と地元商店街、管理組合等の間に覚書を締結するよう努めること。

(特殊舗装の永続性)

第9条 特殊舗装を継続して維持管理ができなくなった場合、道路管理者は特殊舗装から他の舗装に変更することができる。

(工事出来形図面等の提出)

第10条 申請者は、道路工事等完成届、工事出来形図面、製造元連絡先一覧表等を提出するものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めのない事項又は疑義を生じたときは、道路管理者と協議するものとする。

附 則

この基準は、平成2年6月1日より施行する。

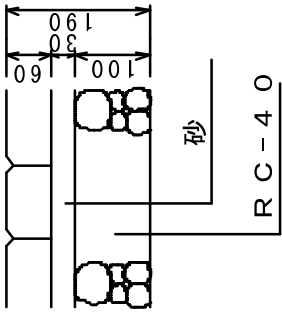
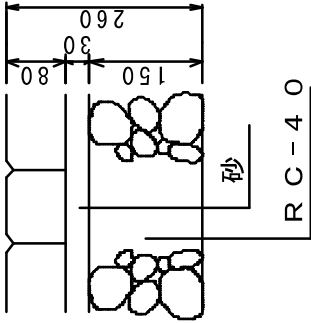
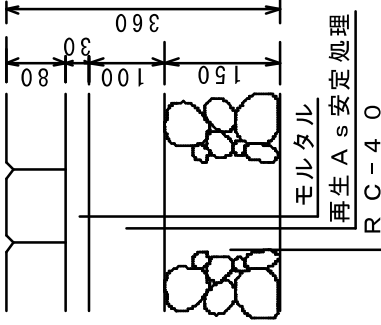
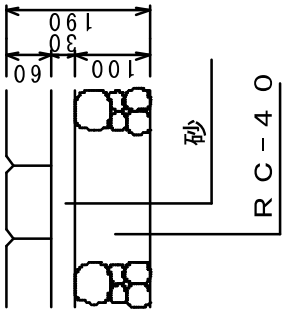
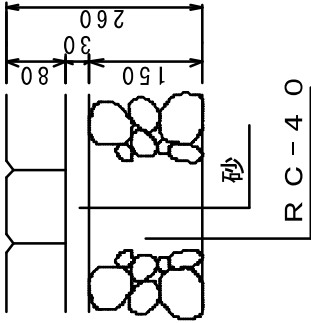
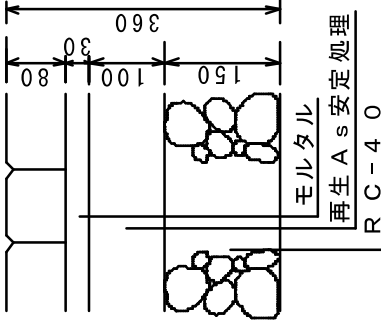
附 則

この基準は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

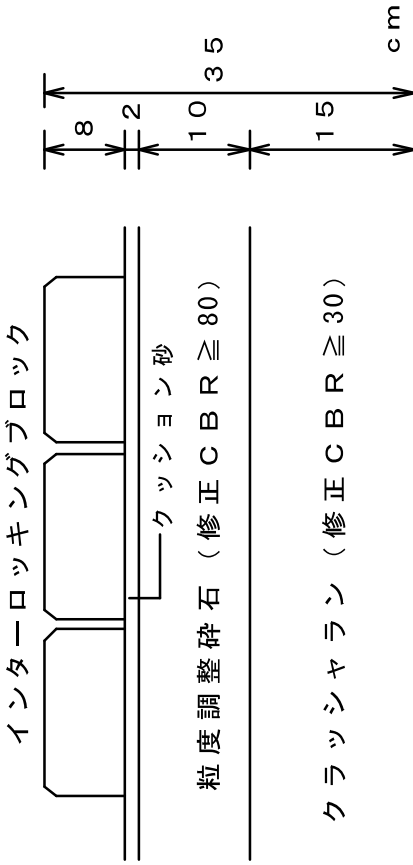
この基準は、平成22年4月1日より施行する。

材料別舗装構成図（歩道部）

舗装種類	表層材料	一般部	切下げ部 普通車用	切下げ部 大型車用
ブロック式舗装	インターロッキング	<p>t = 3 cm (砂) t = 10 cm [RC-40]</p> 	<p>t = 3 cm (砂) t = 15 cm [RC-40]</p> 	<p>t = 3 cm (モルタル) t = 10 cm (再生As安定処理) t = 15 cm [RC-40]</p> 
	天然石	<p>t = 4 cm [※] t = 10 cm [RC-40]</p> 	<p>t = 5 cm [※] t = 20 cm [RC-40]</p> 	<p>t = 5 cm [※] t = 5 cm [粗粒] t = 30 cm [RC-40]</p> 
加熱混合式舗装	ベンガラ混合物	<p>t = 4 cm [※] t = 10 cm [RC-40]</p>	<p>t = 5 cm [※] t = 20 cm [RC-40]</p>	<p>t = 5 cm [※] t = 5 cm [粗粒] t = 30 cm [RC-40]</p>
	熱可塑性樹脂混合物 カラー骨材使用の アスファルト	<p>t = 4 cm [※] t = 10 cm [RC-40]</p>	<p>t = 5 cm [※] t = 20 cm [RC-40]</p>	<p>t = 5 cm [※] t = 5 cm [粗粒] t = 30 cm [RC-40]</p>

※ ベンガラ混合物または熱可塑性樹脂混合物またはカラー骨材使用のアスファルト

材料別舗装構成図（車道部）

舗装種類	表層材料	車道部（N3交通以下）
ブロック式舗装	<p>インターロッキング</p> <p>天然石</p>	 <p>インターロッキングブロック</p> <p>クッション砂</p> <p>粒度調整碎石（修正CBR ≥ 80）</p> <p>クラッシュラン（修正CBR ≥ 30）</p> <p>路床 （設計CBR = 3）</p>
加熱混合式舗装	<p>ベンガラ混合物</p> <p>熱可塑性樹脂混合物</p> <p>カラー骨材使用のアスファルト</p>	<p>t = 5 cm [※]</p> <p>t = 15 cm [RM - 40]</p> <p>t = 20 cm [RC - 40]</p>

※ ベンガラ混合物または熱可塑性樹脂混合物またはカラー骨材使用のアスファルト